

かかりつけ医機能 報告制度 協議の場について

かかりつけ医機能協議の目的

かかりつけ医機能報告により収集したデータ等によって明らかとなった**医療・介護資源の実情や地域で不足するかかりつけ医機能に係る課題**について、**地域における医療関係者や市町村等とも認識を共有**しながら、地域で不足するかかりつけ医機能を確保するための**具体策について検討**を行う

報告を求めるかかりつけ医機能

< 1 号機能 >

①継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能

< 2 号機能 >

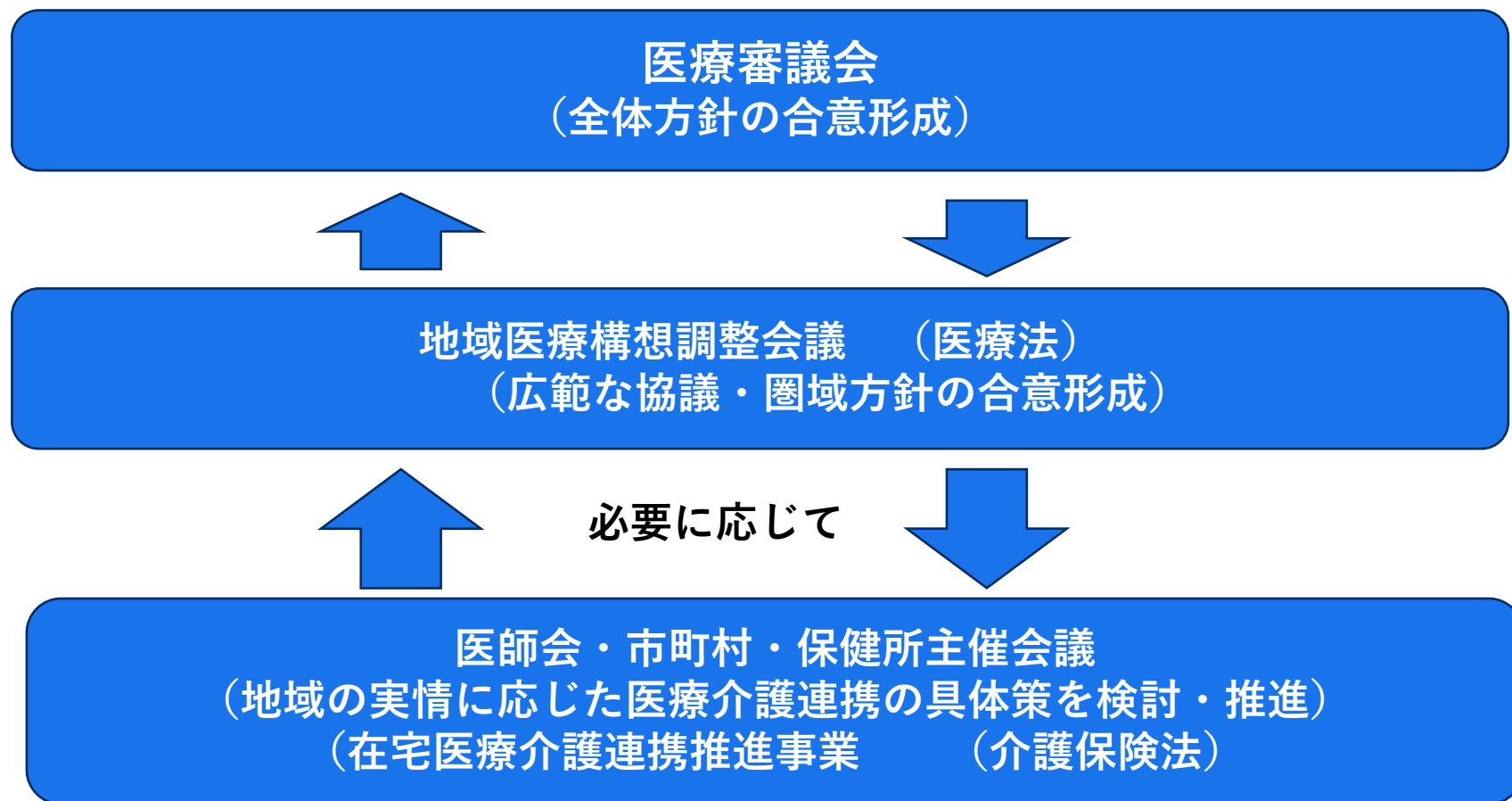
②通常の診療時間外の診療（2号機能（イ））

③入退院時の支援（2号機能（ロ））

④在宅医療の提供（2号機能（ハ））

⑤介護サービス等と連携した医療提供（2号機能（ニ））

協議の場体制図



検討課題

都道府県単位

統合・調整

二次医療圏

入退院支援等 (ロ)

医療圏単位での課題共有・方策検討
市町村単位等の課題・方策検討
結果共有

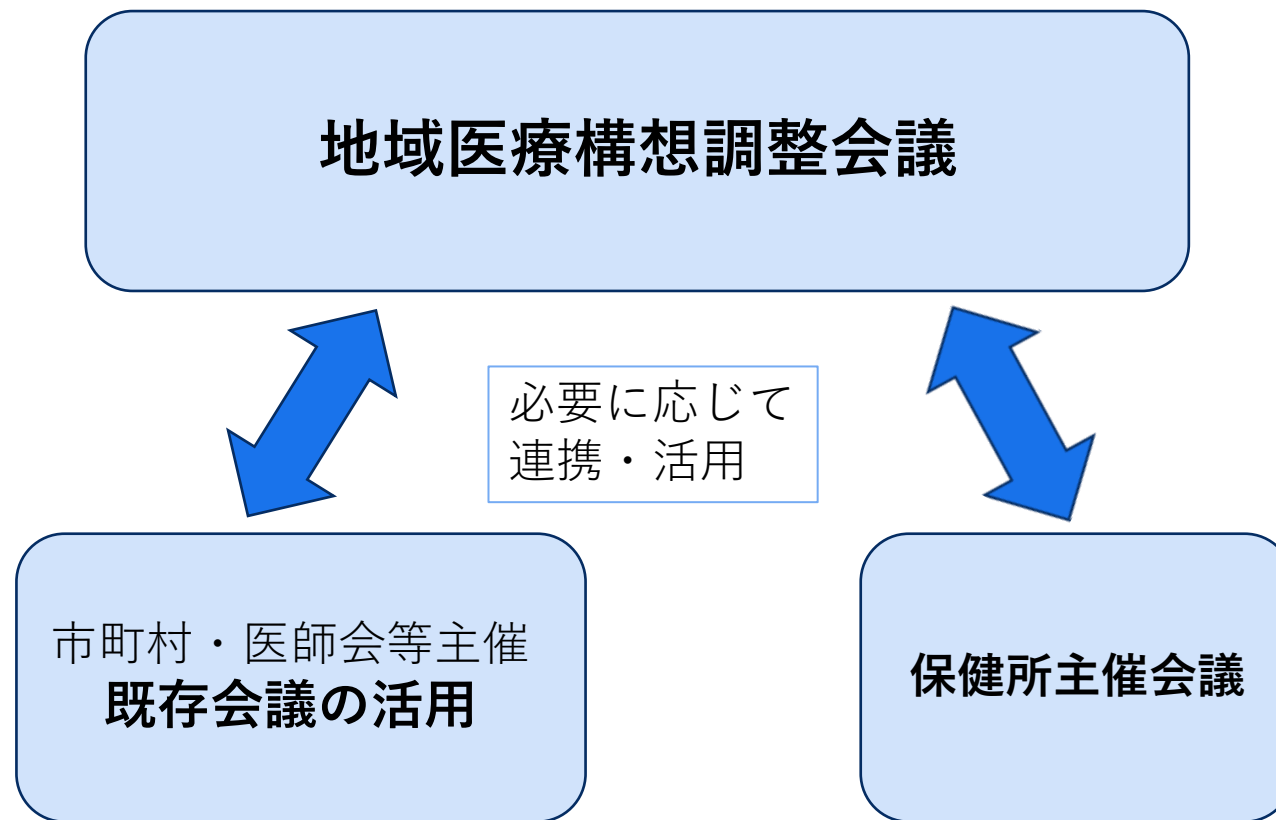
市町村単位等

時間外診療 (イ)
在宅医療 (ハ)
介護等との連携 (ニ)

かかりつけ医機能報告 協議の場

協議内容

- ①地域の現状の把握と共有
- ②地域で目指すべき姿の共有
- ③解決すべき地域の課題
- ④原因の分析
- ⑤方策と役割分担の決定
- ⑥方策により期待できる効果と検証





協議結果の公表

都道府県において、住民や医療・介護関係者等がわかりやすいよう、協議の場の資料や協議結果を公表する。

< 公表様式例 >

- (1) 地域の具体的な課題
- (2) 様々な視点から考えられる原因
- (3) 地域で目指すべき姿
- (4) 方策と役割分担
- (5) 方策により期待できる効果等